

昭和二十五年四月二十二日受領
答弁第一二四号

(質問の 一二四)

内閣衆質第一一四号

昭和二十五年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員北澤直吉君提出供米の過重割当補正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北澤直吉君提出供米の過重割当補正に関する質問に対する答弁書

茨城県北相馬郡布川町における昭和二十四年産米の農業計画及び供出数量変更の割当経過は、現地食糧事務所長をして調査せしめたところによれば、必ずしも町理事者の怠慢及び行政庁の不誠意によるものは認められないが、農業計画算定の際、農家人口の喰い違いによる保有数量の不足は補正の際考慮されているので、その後責任量を供出した結果、なお保有に著しく不足をきたす農家がある場合においては、政府は特別農家への配給措置を講じている次第である。

右答弁する。